すこやか子育て支援金

子どもの出生時と小学校入学時に、支援金を支給します。

出生祝金

●**対象者**　次の全てに該当する保護者
□子どもが生まれる6カ月以上前から市内に住民登録している人
□生まれた子ども市内に住民登録している人

●**支給額**
□**第1子、第2子**　2万円
□**第3子**　5万円
□**第4子**　10万円
□**第5子以降**　20万円

●**申請期限**　子どもの出生日から1年以内

入学祝金

●**対象者**　次の全てに該当する保護者
□市内に住民登録している第3子以降の子どもが、令和4年度に小学校に入学した人
□令和3年10月1日以前から市内に住民登録している人

●**支給額**
□**第3子以降**　10万円

●**申請期限**
令和5年3月31日(金)

※申請方法など詳しくは、市ウェブサイトを確認していただくか、問い合わせください。

問 **市民生活部子育て支援課**
☎(22)2360

スマイル子育てサポート券

1歳未満の乳児の子育てにかかる、育児用品購入費用の一部を助成します。

●**対象者**　市内に住所があり、1歳未満の子どもを養育する保護者

●**助成内容**　1枚(月)当たり3千円のスマイル子育てサポート券を、最大12枚交付します。

※スマイル子育てサポート券は、市内の指定店舗でのみ使用可能です。

●**助成対象品目**　おむつ、ミルク、離乳食などの乳児用食品、清拭(せいしき)剤、哺乳瓶および哺乳瓶乳首、哺乳瓶消毒薬、歯ブラシ、ベビーローション、ベビーパウダー、せっけんおよびシャンプー、沐浴(もくよく)剤、衣類用の洗剤および柔軟剤、肌着などの衣類

小学校入学支援事業補助金

市内の小学生を対象に、学用品などの購入費用の一部を助成します。

●**対象者**　次の全てに該当する保護者
□市内に住民登録している人
□5月1日時点で、小学校や支援学校の1年生に在籍している第3子以降の子どもを監護する人

●**補助対象となる学用品など**
□小学校や家庭での学習活動で使用する学用品
□登下校で必要とされる通学用品
□その他教育に必要な物品

※令和3年5月1日から令和4年11月30日まで購入したものが対象となります。

※申請には、領収書が必要です。

●**補助金額**　子ども1人当たり上限3万円

●**申込期間**　子どもが生まれた月の翌月から満1歳に達した月まで

※申込方法など詳しくは、市ウェブサイトを確認していただくか、問い合わせください。

問 **市民生活部子育て支援課**
☎(22)2360

(特別)児童扶養手当、特別障害者手当などの手当額

令和4年度の児童扶養手当、特別児童扶養手当および特別障害者手当などの手当額は、次のとおり変更になりました。

1 児童扶養手当

●**本体額**
□**全部支給**　43,070円
□**一部支給**　10,160円～43,060円

●**2人目**
□**全部支給**　10,170円
□**一部支給**　5,090円～10,160円

●**3人目以降**
□**全部支給**　6,100円
□**一部支給**　3,050円～6,090円

2 特別児童扶養手当

●**1級**　52,400円
●**2級**　34,900円

●**受付期限**　12月9日(金)

※申請方法など詳しくは、市ウェブサイトで確認していただくか、問い合わせください。

問 **市民生活部子育て支援課**
☎(22)2360

3 特別障害者手当　27,300円

4 障害児福祉手当　14,850円

5 福祉手当(超過措置分)　14,850円

※1、2は子育て支援課、3～5は社会福祉課に問い合わせください。

問 **市民生活部子育て支援課**
☎(22)2360
市民生活部社会福祉課
☎(22)1340

特別障害者手当・障害児福祉手当の申請

特別障害者手当

●**対象者**　20歳以上で著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の人

※おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A程度の障害が重複する人、著しく重度の精神障害がある人、難病の人など

●**手当額**　月額27,300円

※施設に入所中の人、病院などに3カ月を超えて入院している人、本人または、その扶養者の所得が一定額を超えている人は受給できません。

障害児福祉手当

●**対象者**　20歳未満で重度の障害があるため、日常生活で常時介護を必要とする在宅の人

●**手当額**　月額14,850円

※施設に入所中の人、本人または、その扶養者の所得が一定額を超えている人、障害を理由とする公的年金を受給している人は受給できません。

共通事項

手当を受給するには、申請して認定を受ける必要があります。申請手続きなど詳しくは、問い合わせください。

問 **市民生活部社会福祉課**
☎(22)1340

高齢者向け福祉サービス

サービスの利用方法など詳しくは、相談してください。

1 宅配給食サービス事業

定期的に食事の配達を希望する人に、弁当の宅配と同時に安否確認をします。

●**対象者**　65歳以上の高齢者のみ世帯の人
※1日あたり昼食または、夕食いずれか1食の利用に限る

●**利用者負担**
□**市民税非課税世帯**　1食　300円
□**市民税課税世帯**　1食　500円

2 緊急通報システム事業

急病や緊急時に、簡単な操作で受信センターへ通報できる家庭用緊急通報装置を設置します。

●**対象者**　65歳以上の高齢者のみ世帯の人

●**利用者負担**　月500円

3 高齢者福祉タクシー利用助成事業

定期的に通院が必要な人に、月4枚のタクシー券(小型タクシー基本料金相当分)を交付します。

●**対象者**　次のいずれかに該当する人
□65歳以上の高齢者のみ世帯の人
□要支援・要介護認定を受けている65歳以上の人
※市民税非課税世帯に限る

●**利用者負担**　基本料金(初乗り料金)を超える金額

4 生きがい活動支援通所事業

通所による軽体操、趣味、創作活動で交流の輪を広めたい人を支援します。

●**対象者**　要支援・要介護認定を受けていない、自立した日常生活ができる60歳以上の人

●**利用者負担**　1回800円
※温泉保養施設利用の場合は300円加算。その他傷害保険料、材料費などの負担があります。

5 寝具洗濯等サービス事業

自分で布団を干すことが困難な場合、布団など、寝具の洗濯と乾燥をします。

●**対象者**　65歳以上の高齢者のみ世帯の人
※市民税非課税世帯に限る

●**利用者負担**　1,200円
※年に1回の実施

6 高齢者日常生活支援業務利用助成事業

庭の草刈りや居宅の清掃など、日常生活で支援が必要な場合、年6時間分の市シルバー人材センター利用券(8割助成分)を交付します。

●**対象者**　65歳以上の高齢者のみ世帯の人

●**利用者負担**　日常生活支援業務単価の2割と事務費1割

●**利用できる内容**　庭の草刈り、庭木の剪(せん)定、居宅の除雪、簡単な修理など

7 徘徊(はいかい)高齢者家族支援サービス事業

認知症の家族が徘徊する場合、徘徊高齢者探索システム装置を貸与します。

●**対象者**　認知症により常時徘徊する65歳以上の要介護認定者を介護する家族

●**利用者負担**　月550円
※現場急行費用などは別途加算

8 介護用品支給事業

紙おむつなどの介護用品が必要な場合、介護用品給付券を交付します。

●**対象者**　要支援・要介護認定を受けている在宅の人で、紙おむつなどの介護用品が必要な人
※市民税非課税世帯に限る
※要介護3以下の人は、一部要件あり

●**利用者負担**　給付券の限度額を超えた金額

●**給付券の限度額**
□**要支援1～要介護3**　月2,000円
□**要介護4～5**　月5,000円
※1～6の事業は介護福祉課、7と8の事業は介護福祉課に問い合わせください。
※市民税非課税世帯が要件となっている3・5・8の事業と、料金区分の認定が必要な1の事業に限り、世帯員のうち65歳以上の人に所得割額が課されていない場合は、市民税非課税とみなします。

問 **市民生活部社会福祉課**
☎(22)1340
市民生活部介護福祉課
☎(22)1350
各総合支所市民サービス課

風しん抗体検査・予防接種費用の助成

特に抗体保有率の低い年代の男性に対し、風しん抗体検査費用と風しん予防接種費用を助成します。

令和3年度までにクーポン券を送付している対象者のうち、令和3年12月までに抗体検査を受けていない人へ、有効期限を令和5年3月末とした新たなクーポン券を発送します。

●**対象者**　市内に住所があり、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性
※風しんの罹患(りかん)歴や抗体検査の受検歴、予防接種の接種歴によって、助成対象外となる場合があります。

●**受検場所**　特定健診の健診会場および各実施医療機関

●**自己負担金**　抗体検査と予防接種共に無料

●**クーポン券の再発行**　抗体検査と予防接種を受けるには、市の発行するクーポン券が必要です。紛失や転入などでクーポン券がない場合は、各保健推進室で再発行します。

問 **市民生活部健康推進課**
☎(22)0370